

市県民税の申告のお知らせ

2月3日から57年度市県民税申告相談が始まります。個人の市県民税は、市が適正な課税を行うために、納税者の皆さんから市県民税の申告書を提出していただき、それに基づいて税額を計算し、納税者の皆さんに通知して納めていただく仕組みになっています。そこで、市県民税の申告のしかたについてお伝えします。

昭和57年度

市県民税の申告相談

各地区で申告相談の会場を開設します

期日	受付相談区域 (行政区域町内別)	場所
2/3 (水)	午前 松原、長走、陣場、日景温泉 午後 若本、清水川	矢立公民館
4 (木)	午前 中羽立、寺の沢、橋桁 午後 白沢	
5 (金)	午前 本郷上、繁沢 午後 本郷下、土目内	花矢支所
6 (土)	午前 二井山、観音堂、鳥内 午後 十三森、大森、神山、姥沢	
8 (月)	午前 泉田、桜町、稲荷沢、猫鼻 午後 大森団地	十二所公民館
9 (火)	午前 大滝1区、道目木 午後 大滝2区、平内	
10 (水)	午前 軽井沢、浦山 午後 別所、沢尻	二井田公民館
11 (木)	午前 曲田、猿間 午後 葛原	
12 (金)	午前 下町、中町 午後 上町、上新町	二井田公民館
13 (土)	午前 下村、町、杉沢 午後 高村、下川原	

＜申告時間＞ 午前—9時30分から正午まで
午後—1時から4時まで

○軽自動車（農耕用トラクター・コンバイン）を購入し、まだ未登録でナンバープレートを取り付けていない方は、各会場で登録を受け付けますのでお申し出ください。
※ なお、2月15日以後の申告相談日程については、次号でお知らせいたします。
◆申告相談についてのお問い合わせは 税務課民税保険係へ

申告しなかつた場合は
なほなほ注意

五十七年一月一日現在、大館市に住んでおり、五十六年中（一月～十二月）に収入のある人、

●給与所得者で給与所得のほか、地代、家賃、農業など給与以外の所得のある人、

●大館市に住んでいないが、五十七年一月一日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷を有する人。

申告の必要がない人

●所得税の確定申告書を税務署へ提出される人、

●給与所得者で勤め先（事業所）から給与支払報告書提出されている人で、給与以外の所得のない人。ただし、前年中に災害を受けたことによる雑損控除や、本人又は家族が病気がかかったことによる医療費控除を受けようとする人はそのための申告はしなければなりません。（所得税を納めている人は除く）

申告しなかつた場合

申告のとき
申告書のとき

1 申告書と印鑑（申告書には住所、氏名を記入のうえ持参のこと）

2 五十六年中に支払った医療費、生命保険料、国保又は社会保険料の支払いを証明するもの。

3 五十六年中に災害、盗難、横領などで損害を受けた人はそれを証明できるもの。

4 給与所得者で給与以外の所得のある人は、源泉徴収票、申告書に同封された決算書（記入のうえ）、関係書類又は帳簿など。

5 営農業の営んでは、申告書に同封された決算書（記入のうえ）と関係書類又は帳簿など。

6 大型農機具を購入した人はそれを証明できるもの。

申告しなかつた場合は、各種の控除が認められないほか、各種証明書（所得証明書や扶養証明書など）の発行を受けられないばかりか、年金等の支払いにも支障をきたすなど、納税者にとり、不利になりますので、正しい申告を期限内に必ずするようにしてください。出かせぎや入院などでどうしても期限内に申告できない人は、前もって税務課へ連絡してください。

所得金額の計算のしかた

所得とは、一年間（一月～十二月）に得た収入金額から、その収入を得るための必要な経費（生活費は含まれません）を差し引いたもので、その計算方法は、地方税法に特別の規定があるもののほか、原則として所得税法の定めにより計算されます。

＜収入金額＞

五十六年中に収入することの確定した金額ですが、次の点に注意してください。

1 収入金額には五十六年中に収入することの確定した未収入金も含まれますが、前受金は含まれません。

2 現物収入は時価で収入金額に換算します。

3 普通消費した商品などは、普通の販売価格で計算した金額を収入金額とします。

4 雑収入やリベートも収入金額に含まれます。

5 農産物の収入金額は収穫したときの時価で計算します。

＜必要経費＞

収入を得るために必要な経費に限りませんが、たとえば生活費や所得税、市県民税のように所得のうちから支払うことになっている税金は必要経費になりません。

せん。また、家族の食費、被服費などや電気料、ガス代、水道料など家事に関連する経費は、原則として必要経費になりませんが、店舗などの電気料のように収入を得るために必要な部分については必要経費になります。

1 営業所得の場合

五十六年中に販売した商品や製品の原価、公租公課、雇人費、地代、家賃、借入金の利子、修繕費、減価償却費など、収入を得るための必要な経費をいいますが、次の点に注意してください。

●未払いの経費も必要経費になりますが、前払いの経費は含まれません。

●家事の関連経費でも住宅を兼ねる店舗などの地代、家賃などは、面積あ分の方法で営業用の部分を区別して計算してください。

●事業用固定資産の損失や減価償却費、開業費や共同施設の負担金など繰延費用に対する償却額は必要経費になります。

●修繕費は必要経費になりますが、資産の増加になるような費用は必要経費になりません。

●営業収入を得るため必要とみられる接待費は、必要経費になりますが、寄付金や事業に無関係の交際費は認められません。

2 農業所得の場合

農業所得の場合と同様ですが、そのほかに種苗代、肥料代、病虫害防除費、飼料代なども、農業の収入を得るための必要経費に認められます。

3 その他の事業所得

営業所得と同様ですが、集金受託者、外交員の打ち合わせ費など、それぞれ別に計算方法がありますので、税務課へご連絡ください。

4 不動産所得の場合

修繕費、火災保険料、減価償却費、固定資産税、借入金利子、管理費などが必要経費になります。

●事業専従者控除額

事業専従者については、次の方法によって所得から差し引かれます。

●所得税で申告した青色専従者給与額

所得税について青色申告をしない人でも、同じ世帯に十五歳以上の親族のうち、事業に一年を通じて六月を超えて期間もばらばら従事していた人（白色事業専従者といいますが）については、専従者一人につき四十万円を控除できます。ただし、この控除額は次の算式で計算した金額を超えてはできません。

（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（専従者の数＋1）×控除限度額

農業所得の皆さんへ

農業所得も他の所得と同様、個々の納税義務者ごとに収支計算して算定するのが原則ですが、農業所得の収支を明確に記帳していない人のために、市では今年も「農業所得標準」を作成し申告相談に応じています。農業所得標準によって申告される方は次の点にご注意ください。

●臨時雇人費は標準内経費に算入していただきます。しかし、特殊な事情がある方は雇人控帳作業内容、支払金額等の説明ができる資料を持参するようにしてください。資料を持参しない場合は標準内経費に算入された雇人費を超える分の金額は控除に別途控除する動力耕うん機、田圃機、コンバイン、バンダ、トラクター、ハーベスター等の大型農機具や農業用の自動車を所有している方は、取得年月、取得価格、年式車名、自動車税

今年固定資産評価基準年度です—全資産の申告を!

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の所有者に課税するものです。このうち償却資産の所有者は、毎年1月1日現在におけるその資産に係る一定の事項を、市長に申告しなければならぬことになっています。なお、57年度は固定資産評価基準年度にあたりますので、償却資産の所有者は、57年1月1日現在の全資産について申告してください。

＜申告期限＞ 2月1日

＜償却資産の要件＞

1 土地、家屋以外の事業の用に使用することができる資産であること。

2 鉱業権等の無形減価償却費は除かれます。

3 減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課せられない方が所有するものも含む）でなければなりません。

4 自動車税や軽自動車税の課税対象である自動車等は除かれます。

譲渡所得の申告

譲渡所得のある方で、税務署へ申告した方は、市県民税の申告は必要ありませんが、所得税が課税されない方、又は申告が不要とされた方は、金額の多少にかかわらず、三月十五日までそれぞれの申告会場で関係書類を持参のうえ申告してください。

計算書用紙が同封されない場合は税務課へ連絡してください。

●法人税又は所得税が課せられない方が所有する資産であっても、法人税法又は所得税法の規定により、本来減価償却が認められる資産。

●現在稼働していない有形固定資産であっても本来の機能を失っていない、いつでも使用できる状態にあるもの。

●帳簿に記載されていない、いわゆる簿外資産で事業の用に使用することができる資産。

●残存価額のみが計上されている資産で、事業の用に使用しているもの。

●事業用建物の付属設備については、固定資産税における家屋の評価に含まれないもの。

以上の内容に該当する納税義務者の方は忘れずに申告してください。詳しくは市役所税務課固定資産税係へお問い合わせください。☎49-3111 内線232・233

●事業所得は、専従者一人につき四十万円を控除できます。ただし、この控除額は次の算式で計算した金額を超えてはできません。

（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（専従者の数＋1）×控除限度額

●譲渡所得のある方で、税務署へ申告した方は、市県民税の申告は必要ありませんが、所得税が課税されない方、又は申告が不要とされた方は、金額の多少にかかわらず、三月十五日までそれぞれの申告会場で関係書類を持参のうえ申告してください。

●譲渡所得のある方で、税務署へ申告した方は、市県民税の申告は必要ありませんが、所得税が課税されない方、又は申告が不要とされた方は、金額の多少にかかわらず、三月十五日までそれぞれの申告会場で関係書類を持参のうえ申告してください。

●譲渡所得のある方で、税務署へ申告した方は、市県民税の申告は必要ありませんが、所得税が課税されない方、又は申告が不要とされた方は、金額の多少にかかわらず、三月十五日までそれぞれの申告会場で関係書類を持参のうえ申告してください。

●譲渡所得のある方で、税務署へ申告した方は、市県民税の申告は必要ありませんが、所得税が課税されない方、又は申告が不要とされた方は、金額の多少にかかわらず、三月十五日までそれぞれの申告会場で関係書類を持参のうえ申告してください。